主 文

原判決中被告人等に関する部分を破棄する。

被告人A・同B・同Cを各懲役弐年以上四年以下に、被告人D・同E同Fを各懲役参年に処する。

この裁判確定の日から参年の間被告人D・同E・同Fに対する右刑の執行をそれぞれ猶予する。

原審の証人Gに支給した費用は被告人等と原審相被告人Hとの連帯負担とし当審訴訟費用は被告人等の連帯負担とする。

理 由

弁護人村上常太郎の末尾添付控訴趣意第一点について、

〈要旨〉少年法第二〇条の規定により事件を検察官へ送致する決定をした裁判官は事件について検察官又は司法警察員〈/要旨〉の職務を行つたものでなく、又後にその事件の裁判をしても前審の裁判に関与したものでないと解すべきであるから刑訴法第二〇条第六号又は第七号の執れにも該らない、この解釈は家庭裁判所が新設されたことにより刑訴法に必要な改正(例へば刑訴法第二三条第二項に「又家庭裁判所の裁判官」等々)が施されているのに右第二〇条は何等改正されていないことにより刑訴と後にで所論のように解釈や取扱ひが異なるに至つたものと言うのは失当である、それはで所論のように解釈や取扱ひが異なるに至つたものと言うのは失当である、それについて家庭裁判所裁判官として所論検察官送致の決定をした I 判事が更らに地方裁判所における被告事件の裁判長として審理したことを以つて刑訴法第三七七条第二号に違背するものとは言へないから論旨は採用できない。

同第二点について。

しかし少年法第五〇条第九条少年審判規則第一一条は少年に対する刑事事件の審理方針についての準拠規定であつで裁判所がなるべく同条所定の者の所定事項にての専門的智識を活用するよう努めなければならないとする訓示規定である違に裁判所が同条に準拠しなかつたとしてもその規定の性質上審理手続を違とならしめるものではないし刑訴規則第二七七条もそれに対応する同趣旨の規定と解すべきである、しかして記録を調べると原審は各被告人等の司法警察員及検察官がする供述調書並所論各被告人の身上調査票等を取調べているのでそれに記載される本件各被告人の境遇・経歴・教育の程度・家庭の情況等も自ら判明するいのもにもないる本件各被告人の境遇・経歴・教育の程度・家庭の情況等も自ら判明する。資料を取調べなかつたとしてもために審理に所論のような違法不当あるとは言へなめに論旨は失当である。

同第三点及各被告人等の末尾添付控訴趣意について、

所論を充分に考慮のうえ記録を精査して窺はれる各被告人等の犯情等更らに当審の事実取調べの結果等に徴し勘考してみると被告人A・同B・同Cには酌量減刑をするが相当でありその余の被告人等には刑の執行を猶予するのを相当とする情状があると思料されるので敍上趣旨において論旨は理由がある。

仍つて主文の通り判決するのである。

(裁判長判事 三野盛一 判事 谷弓雄 判事 太田元)